

教 育 委 員 会 議 事 録

(令和4年度 教育委員会 第6回定例会)

開会 令和4年9月14日(水)

閉会 令和4年9月14日(水)

午前9時00分

午前10時15分

場所 西宮市役所6階教育委員会会議室

出席委員	教育長 重松 司郎 委員 側垣 一也 委員 長岡 雅美 委員 藤原 唯人	欠席委員	委員 山本 幸夫	
会議に出席した職員	職	氏名	職	氏名
	教育次長	藤井 和重	地域学校協働課長	岡田 良一
	教育次長	漁 修生	学校保健安全課長	濱本 新
	教育総括室長	薩美 征夫	特別支援教育課長	曾澤 寿之
	参与(人事担当)	八橋 徹	人権教育担当参事	井上 明憲
	参与(教育政策推進担当)	岡崎 州祐	教育企画課係長	瀧井 佑介
	学校支援部長	吉田 巖一郎	教育総務課係長	大寺 修平
	学校教育部長	杉田 二郎		
	教育総務課長	竹村 一貴		
	教育企画課長	原田 博司		
	学校給食課長	柏木 弘至		
署名	教育長		委員	

付 議 案 件

< 教育長報告 >

< 議 題 >

- (審) 議案第 35 号 西宮市学校運営協議会委員の任命及び解任の件 [地域学校協働課]
(審) 議案第 36 号 特別支援学級担任の取扱いの件 [特別支援教育課]
(審) 報告第 9 号 令和 4 年度 西宮市一般会計補正予算 (第 4 号) (9 月定例会 教育委員会所管分) に関する意見決定の件 [教育企画課]

< 一般報告 >

- 一般報告① 第 59 回 西宮市人権・同和教育研究集会の開催について [学校教育部 (人権教育担当)]
一般報告② 西宮市学校給食費条例施行規則の作成を依頼することについて [学校給食課]
一般報告③ 教育委員会所管 令和 3 年度決算の概要について [教育企画課]
一般報告④ 児童生徒の状況について **非公開** [学校保健安全課]

< 資料による情報提供 >

- ・ 西宮市幼児教育・保育のあり方 (中間報告) について [政策局]

以 上

傍 聴

3 名

重松教育長	<p>ただいまより、令和4年度 第6回 教育委員会定例会を開催します。</p> <p>本日は山本委員より欠席との届出を受けております。議事録署名委員には、藤原委員を指名します。よろしくお願いいたします。</p> <p>はじめに6月定例会について議事録の承認を行います。議事録は既にお手元に送付し、確認していただきましたが、簡単な字句の訂正を除き、承認してよろしいか。</p> <p>(異議なし)</p>
重松教育長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは承認します。なお、簡単な字句の訂正があれば、事務局にお伝えください。</p> <p>ここで各委員に確認します。本日は傍聴者が3名おられます。</p> <p>会議は公開が原則ですが、一般報告④は個人情報を含む案件であり、公開により率直な意見交換ができなくなる恐れがあるため、非公開としたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
重松教育長	<p>異議なしと認め、非公開とします。</p> <p>審議の順番についてですが、公開案件から先に行い、続いて非公開案件に移りたいと思います。</p> <p>では、はじめに私から報告をさせていただきます。</p> <p>昨年1月に、これからの日本の教育のあり方について、中央審議会から答申が出ています。例年ですともう少しあとで出てくるのですが、今回は少し早く出ています。</p> <p>理由としてはコロナ禍の中で、教育のあり方がどのように変化し、それにどう対応していくかということも示すために、このような答申が出たのだと思っています。</p> <p>その中で特徴的なことは、日本の学校の特徴として、日本式の学校教育を今後も進めていくということです。どういうことが日本型の教育かということ、子供たち一人ひとりを総合的に把握しながら指導するという点です。学校は幼いうちに、身につけるべき資質や人格・能力を育むための場であると言われており、要する</p>

に知・徳・体のバランスの取れた学習機会と学力の保障、全人的な発達・成長の保障、それから身体・精神的な健康の保障。この三つを柱として、教育を進めていくというのが今回のテーマになっています。

その中で、今学校が抱えている問題として、コロナ禍で様々なことがあります、特に言われているのは、いじめ、不登校、児童虐待、これらの解決を図らなければいけないということです。

いじめについては、起きる前にいじめの芽を摘み取っておくことや、少しでも早く発見することが大切です。

不登校については、カウンセリング、相談などを通して子供たちに対応する体制を構築する必要があります。

虐待等については、インターネットやSNSを利用することも必要ですが、相談ができる場をきちんと設けて、それに対して適切に対応することが必要です。

いじめについては、令和元年度と10年前の比較では、42万件の増加です。これは先生の意識が高まり、いじめを発見できるようになってきたという面もありますが、やはり解決ができていないのではないかとされています。

不登校については5年前との比較ですが、全児童生徒数の1.2%だったのが1.9%に増加しています。

児童虐待については昨年度の調査結果では、20万7,659件で過去最多になっています。

内訳としては、心理的虐待が60.1%、身体的虐待が23.7%、俗に言う育児放棄（ネグレクト）は15.1%となっています。

特に重大な問題は、身体的虐待で子供が亡くなるということですが、今後どのように学校や関係機関とつなげていくかということが大きな課題だと言われています。

これはあくまでも、家庭内での問題ですので、学校自体が直接関わることはできませんが、発見した場合は必ず関係機関と連携することが大切です。

また、今回の課題と合わせて幼児教育の重要性が言われています。

幼児教育は、人格形成の基礎となる土台を築く非常に重要なものなのですが、教科書や教材を使わず環境を通して行う教育の難しさがあります。そのため、実施する教師の人材育成などが課題として挙げられています。また、小学校へのスムーズな連携をどう図るかという課題があり、今後どうしていくかも大きな課題です。

それから、技術の進歩に伴う課題として、グローバル化や人工知能の飛躍的な進

歩によって、様々なことが加速度的に変化していることが挙げられます。それに対応するためには、より広い視野を持ち、予測が難しい社会の中で生き抜く力を身につけるための実践的な教育が必要であると言われています。GIGAスクール構想の実践により、一人一台の端末が実現していますが、あくまでもこれはツールであり、適切な対応をしていくことが重要です。

日本型の教育として伸ばすことは、今までは受け身的な授業でしたが、これからは参加型の授業に変えていく点です。

小学校のときからクラスメイトの前に立ち、自分の意見をプレゼンテーションし、はっきり言うことが非常に大切であり、そういう機会を設ける必要があると言われています。

それから今まででは、「得意」「不得意」があると、不得意な部分が注目されて、その部分を伸ばすことで落ちこぼれを作らないという教育が中心でした。それも大切なことですが、これからは「得意なもの」「好きなこと」を伸ばすことが必要ではないかと言われています。できる体験をすることで、今までできなかったことにも興味を持って取り組むことができるのではないかとされています。たとえば国語が苦手な算数が得意ならば、国語よりも算数をとことん伸ばせばいいのではないかということです。ある意味ではギフテッド教育に通じる面もあります。今までのように全体を底上げすることも大切なことですが、子供たちの学習のモチベーションを考えると、不得意なことに着目するよりも、得意なことを伸ばす教育の方がよいのではないかと示されています。

それから、次世代の学校が目指す姿として、学校の指導体制の強化のための様々な組織を作り、その中で子供たちを育てていかなければいけないのではないかとされています。

今まで以上に子供ひとり一人に向き合い、個に応じた重点的な学習指導をやっていく必要があるのです。また、特別な配慮が必要な子供たちの、それぞれの状況に応じた個々の能力を最大限引き出す授業も必要になってきます。今までですと特別支援学級にいた子供たちが、交流で通常の学級で学ぶということがあります。当然それも必要なことですが、今までと違い、特別支援学級で一日の半分以上は指導を受けて、そのうえで必要であれば、通常の学級と交流するという事です。つまり、特別支援学級の意義をもう一度見直すこともされています。

それから、学校も学校としてだけあるのではなくて、地域とともにある学校を目指して、学校と地域が一体となって教育を行うシステムが必要ではないかと言われています。学校、家庭、地域が一体となって、子育てにあたるということです。

場合によっては外部講師を入れることも必要になってくると思います。また、これに関しては中学校の部活が地域へ移行するということも示されています。

これらへの対応としては、社会に開かれた教育課程ということで、コミュニティスクールや地域の人材の活用、体験活動の充実があります。

また、子供たちひとり一人の状況に対応したチーム教員や専門家の育成、研修の充実、場に応じた教育のあり方を研究することも言われています。

それから次世代の学校・地域創造プランとして、新たなシステムを構築する必要があることや、従来の学校システムを少し変えていく必要があるのではないかとされています。

大枠だけが示されているので詳細はまだ分かりませんが、そういう問題があります。

その中で気になったことは、子供たちは様々な面で伸びているし、日本の教育の方向としては出されていますが、規範意識が非常に下がってきているのではないかとことです。

規範意識は非認知能力です。自分自身に関わるものは、たとえば自己肯定感や自立心、自制心、他人に関わるものとしては、協調性、共感力、思いやり、コミュニケーション能力があり、それらを育てる必要があります。これについては様々な体験、幼稚園で言えば遊びを通して学んでいくものであり、ただ教えられてできるものではありません。

また、子供たちが頑張っているときは、そういう姿を必ず褒めてやる必要があります。そのことによって子供たちは自信がつくのです。

また、子供が興味を持って様々なことに挑戦する、チャレンジすることも大切です。

これについて、国立教育政策研究所の研究官である滝充さんが、このように述べています。

いじめや様々な問題行動が起こったときに、その原因や背景を調べて感じることは、問題行動を起こした当事者が、自分の行為や行動に対してほとんど罪悪感を抱いていないのではないかとことです。合わせて社会や他人に対して、きちんとした認識や感覚が育っていないということです。

つまり、ここを解決しておかなければ、いつまでたっても同じようなことが起こるのです。他者の存在を大切なものと感じておらず、人は様々な他者の恩恵があって初めて生きていけるということ、自分一人では生きていけず、社会とのつながりの中で生きているということを感じられていないのです。

他者の存在は、自分の欲求を達成するための障害でしかないと感じているのではないかととも言われています。

また、自分の世界に没入すれば他者の存在は気にならず、たとえばゲームを始め自分の世界に入ってしまうと、外からいろいろと言われると、「うるさい」と感じてしまうのではないかととも言われています。

そもそもこうしたことを言われること自体が、規範意識が身につけていないことの表れかもしれません。規範意識を身につける必要もあるのですが、大切なことは自己有用感ではないかとされています。

自己有用感とは、自分がしたことを感謝され、うれしかったり、自分は他人から頼りにされている、自分も誰かの役に立っている、みんなから認められている、そういう意識を持つことです。

以前は子供の数が多く、家族も両親だけではなく、おじいさん、おばあさんも一緒に住んでいることも多くありました。近隣の子供たちも多く、外での遊びも多かったと思います。家の中での手伝いや外で友達と遊ぶ中で、それぞれの年齢に応じた役割がありました。また、お手伝いをすることによって、両親から褒められたり、ありがとうと言われることによって、家の中での自分の役割を意識し、自己有用感を持つことができましたが、今では少なくなりました。

つまり自己有用感を獲得し、社会の一員であることを自覚する、そういうチャンスを与える必要があるのではないかと、この方は述べられています。

学校としては、そのために様々な体験機会の確保に努めていますが、大切なことはただ先生の指導による疑似的体験をするのではなく、子供が主体的な力を獲得し、やってよかったという充実感を味わえる活動になっているかということです。

いま一度、活動を見直す必要があるのではないかと思います。

例えば通学における異年齢間での集団登校では、6年生が中心になって全体を引っ張り、低学年の子供が困ったときには適切な手助けをしてくれています。それについても6年生が引っ張って当然、という対応ではなく、よく頑張ったねと褒めてあげることも大切です。そういったことに備えて、あらかじめ5年生のときに、何をすればいいかを考え、課題を見つけたうえで6年生になったときに主体的に行動すれば、先生の手を離れて、子供たちが自分たちの力で異年齢交流ができる、そういった体験が必要なのです。今までの体験活動が悪いわけではないのですが、そのシステムをもう一度見直す必要があるのではないかとされています。

今回、中央審議会が出した答申の中で言われていることは、先ほどの非認知能力

	<p>を高めること、授業のあり方をどうするのか、GIGAスクール構想によりタブレットが配備されていますが、それはあくまでもツールであり、対面式授業やタブレットを活用した授業ができるような形にするということです。また、子供たちが主体的に自分たちで考えてやっていけるよう、そのためのヒントを与えることが非常に大事で、子供たちが自立していけるような社会になっていかなければいけないと思います。そして未来をどう自分たちで切り拓いていくかが非常に大事であり、西宮もこれに合わせてこれからの教育をどうしていくかを、いま一度考えていかなければいけないと感じました。これで私からの報告とさせていただきます。</p> <p>では、これにつきまして何か意見がありましたら、お願いしたいと思います。</p>
側垣教育委員	<p>教育長のお話を聞いて、これからの方向性ということですが、私も保育や幼児に関わる機会が多くあります。生まれてから育つ中でも一番大切な幼児期に、保育園をどうするかということが重要だと、いつもそういうことを考えています。例えば幼児教育の中で、同じように今私たちが目指そうとしているのは、非認知能力をどう高めていくのか。また、そういう経験をどのように提供していくのか。その中で子供たち一人ひとりが感動を得て、そして子供自身が他者から大切にされた経験を、どう育てていくかということです。今まさに教育長が言われた学校教育での進歩、子供たちの成長につながっていくと思っています。</p> <p>今、文科省と厚労省の識者が集まって、幼児期と学校とのつながりをどうしていくのかという検討をされています。その中でやはり私たちが幼児教育でやったことを同じように、学校教育でやっていくのではなく、学校教育の持つ特徴をどのように考えていくのかということです。教育長が言われたようなことは、まさに大切になってくるのかなと考えていました。生まれた瞬間からこの子供たちの育ちをどうつなげていくのかは、学校に行けば変わるというものではないので、そういう視点で考えていかなければいけないと思います。お互いの知恵を出し合って、幼児期からの育ちと学校との育ちを、連携をとってやらないといけないと改めて感じますし、そういう時代にきているとも思います。実際には子供たちがいわゆる自己選択、自己決定、自己責任を取れるような人間に育っていくことを目標にしていかなければいけないのかなと私は感じました。</p>
長岡教育委員	<p>教育長のお話の中で得意な部分を伸ばすという話があったのですが、私の専門の運動を見ていると、得意な子と苦手な子がいます。ただ運動が得意、苦手という</p>

	<p>ことだけではなくて、例えば粗大運動が得意な子も、細かな自分の体の操作が苦手な子だったり、逆に細かなことはできるけれども、ダイナミックな動きになるとどうもつまずいてしまうような子がいるので、指導する側が見極めてあげることが必要だと思います。得意なことを伸ばすと言っても、どこを伸ばしてあげるのがかと言うことを、指導する側が分かっていないといけないということを最近感じます。</p> <p>また、その中で発育や発達凸凹があることが前提です。みんな同じように発育発達して、しかもそれがまんべんなく、チャートが外に向かっていくのがいいという前提ではなく凸凹があるもので、それが決して悪いことではないということ、教育、指導する側の大人が分かっていないといけないと感じています。</p>
藤原教育委員	<p>長岡委員からご指摘のあったところと重なるのですが、得意なものを伸ばすということが一つの眼目にあるという点は、これは本当に大事なことなのだと思います。と言いますのは、自分を振り返って見て、自分がギフテッドだったとはおこがましくて言えませんが、小学校のときの私は、学校で与えられる勉強は、簡単過ぎておもしろくないというタイプで、課題が与えられてもすぐにできてしまいました。できてしまうと退屈なので、ほかの友達を誘って早く遊びに行こうと言うと、当然先生に怒られるわけです。怒られるからしなくなり、課題のプリントの裏側に一生懸命漫画を描き始めていたのが私の小学校時代でした。小学校2年生のときのことで忘れもしないのですが、私が漫画を描いていたら担任の先生がそれを取り上げて、前の黒板に零点と書いて貼られたことがあります。それは40年経った今でもすごくトラウマ的に覚えているのですが、今から思うと、何か得意な子供というのは、あの時存在が難しい子供だったのだと思う次第です。不登校についても今では必ずしも異常な事態ではないと捉えられるようになり、その対策が考えられるようになりました。</p> <p>つまり、そういった子供の存在を認めて、子供の能力を伸ばすということは、GIGAスクール構想の中でも言われていたことなので、どんどのびのびと伸ばしてやっていくということができたらいいと思います。以上です。</p>
重松教育長	<p>ありがとうございます。</p> <p>これから新たな教育の方向へ向かっていくかと思しますので、またよろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>それでは、これから審議に入ります。</p>

<p>重松教育長</p>	<p>議案第35号「西宮市学校運営協議会委員の任命及び解任の件」を議題とします。 なお、議案第35号につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項で規定する「除斥」の対象に該当するため、側垣委員に置かれましては、退室をお願いいたします。</p> <p>(側垣教育委員退室)</p> <p>それでは、再開します。 地域学校協働課長、お願いします。</p>
<p>地域学校協働課長</p>	<p>議案第35号「西宮市学校運営協議会委員の任命及び解任の件」について、ご説明いたします。</p> <p>今回、新たに任命する委員の候補は、学校長から推薦のあった人となります。 また、解任の対象となる委員の解任理由は、本人からの申し出によるものです。 新たに任命する委員の任期は、令和4年9月15日から令和6年3月31日までとなります。</p> <p>解任の対象となる委員の解任日は、令和4年9月14日となります。</p> <p>お手元の資料、3ページに、新たに任命する委員及び解任する委員の一覧を記載しております。</p> <p>4ページ以降は学校ごとの委員名簿となります。</p> <p>表の網掛け部分が、今回新しく任命する委員の候補となります。</p> <p>説明は以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
<p>重松教育長</p>	<p>説明は終わりました。</p> <p>これより質疑、討論に入ります。</p> <p>本件にご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>では、なければ採決に入ります。</p> <p>議案第35号については、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>重松教育長</p>	<p>異議なしと認めます。よって原案は可決されました。</p>

重松教育長	<p>側垣委員の入室をお願いします。</p> <p>(側垣教育委員入室)</p> <p>では、次に議案第36号「特別支援学級担任の取扱いの件」を議題とします。 特別支援教育課長をお願いします。</p>
特別支援教育課長	<p>議案第36号「特別支援学級担任の取扱いの件」について、ご説明致します。 資料をご覧ください。</p> <p>令和4年7月12日に、兵庫県教育委員会阪神教育事務所主催「令和5年度公立小・中・義務教育学校特別支援学級児童生徒数及び学級数見込みに関する調査について」の説明会にて、特別支援学級担任の取り扱いについては、次年度より、各市町教育委員会が定めたルールに基づいて、適正に行うこととする旨の連絡がありました。そのため、本市の特別支援学級担任の取り扱い資料を作成し、校長会議で配布することになりました。</p> <p>説明は以上です。ご審議のほど、よろしくをお願いします。</p>
重松教育長	<p>中身を少し説明していただけますか。</p>
特別支援教育課長	<p>昨年度までは、正規教員を原則とし、再任用教員も担任とすることは妨げないということでしたが、臨時的任用教員を年度当初より特別支援学級に配置をすることにつきましては、原則として配置が非常に困難、難しいという状況でございました。</p> <p>これが、令和5年度、来年度よりは各市町の作成をするルール、規定によりまして、臨時的任用教員も年度当初から特別支援学級の担任に配置をすることが可能となったということでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
重松教育長	<p>それと合わせて、その臨時的任用教員を配置する場合の資格も定められたと思います。これも説明していただけますか。</p>
特別支援教育課長	<p>資料にもありますように、臨時的任用教員とする場合は、2番の(3)臨時的任用教員という項目に主な点を書いております。</p>

	<p>これは、正規教員と変わらず、特にアの部分、特別な指導を担うことに鑑み、力量のある教員を配置すること。これがまず原則となっております。</p> <p>なお、配置にあたっては、教育委員会と学校長が協議し、その妥当性を確認することとなっております。</p> <p>また、のちに学級担任となります臨時的任用教員に対する研修計画等の支援体制を図ることも定めております。</p> <p>そして最後に、エ、継続性のある学級経営及び特別支援教育に関する計画的な人材養成を図っていくことも定めております。</p> <p>以上でございます。</p>
重松教育長	<p>要するに特別支援学級については、今までは通常の学級との交流などを行っていましたが、少なくとも一日の半分は特別支援学級で基礎的なことを行っただけで、交流など様々な体験を通常の学級と一緒に行うというものです。例えば運動会の練習などもその一つです。また、教員不足が今非常に問題になっています。すべての教員が正規で採用されているわけではなく、臨時の人や再任用の人もあります。今までは正規と再任用については、特別支援学級の担任を務められましたが、今後は臨時の人でも一年目から可能というものです。ただし条件として、特別支援の指導がある程度できることや、配置にあたっては教育委員会と学校長が必ず話をすることが必要です。加えて、特別支援学級の担任に初めてなる人は、県の総合教育センターで必ず研修を受けなければいけません。今回の話は、条件が揃えば臨時の人でも特別支援学級の担任を務めることができるというものです。</p> <p>ただし、一番の問題は教員不足です。兵庫県の教員採用倍率は約4.5ですが、秋田県では1.3倍です。2倍を切っているような状況ではなかなか難しく、途中で育休や産休に入られる先生の代替えも見つからないという現状があります。その影響が特別支援学級にも及んでいることがあり、このように変わったということです。</p> <p>何か質問があればお願いしたいと思います。</p>
側垣教育委員	<p>この臨時という言葉の意味ですが、例えば1年契約とか2年契約とか3年契約など、制約などの意味があるのですか。</p>
特別支援教育課長	<p>基本的には臨時的任用教員の任期は、半年で、さらに半年の更新を経て1年となっております。要件によってはその他変わりますが、基本的に今回、年度当初よ</p>

	<p>り特別支援学級に配置を予定する場合の臨時的任用教員につきましては、任期は半年で、さらに半年の更新を経て1年となっております。</p>
側垣教育委員	<p>更新はあるのですね。</p>
重松教育長	<p>更新はありますが、同じ学校で原則的に4年以上は、なかなか難しいです。ただし、それは雇う側の問題ですので、そのまま臨時的任用教員でいくことはできます。</p> <p>なお、これは来年の4月1日から適用されます。</p> <p>この件に関してほかにありませんか。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>では、なければ採決に入ります。</p> <p>議案第36号について、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。</p>
	<p>(異議なし)</p>
重松教育長	<p>異議なしと認めます。よって原案は可決されました。</p> <p>次に、報告第9号「令和4年度 西宮市一般会計補正予算(第4号)(9月定例会 教育委員会所管分)に関する意見決定の件」を議題とします。</p> <p>教育企画課長、お願いします。</p>
教育企画課長	<p>報告第9号「令和4年度 西宮市一般会計補正予算(第4号)(9月定例会 教育委員会所管分)に関する意見決定の件」につきまして、ご説明いたします。</p> <p>議会への予算案の提出にあたりましては、議案として教育委員会会議に付議し、教育委員会としての意見を決定する必要があります。</p> <p>本件につきましては、議会に上程する期日の関係で、教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第2項の規定に基づき、教育長の臨時代理により、8月23日付で決定いたしましたので、本日、同条第3項の規定により、これを報告させていただきます。</p> <p>資料の3ページ、第1表「歳入歳出予算補正」をご覧ください。</p> <p>上の表は歳入予算で、その表の一番下の合計欄、8億5,788万1,000円を減額し、補正後の額を20億4,553万7,000円とするものです。</p> <p>下の表は歳出予算です。その一番下の合計欄、5,363万8,000円を増額</p>

し、補正後の額を234億9,028万3,000円とするものです。

次開きまして、4ページをご覧ください。

第2表、債務負担行為補正でございます。

債務負担行為とは、将来にわたる債務を負担するもので、設定された限度額、期間の範囲内において、債務負担契約の締結を可能とするものでございます。

「学校施設改修事業 基本設計及び発注者支援業務」は、苦楽園中学校・苦楽園小学校の長寿命化改修事業において、設計と施工を一括で発注するデザインビルド方式を導入することに先立ち、令和4年度から令和6年度にかけて、基本設計及び発注者支援業務を委託するために設定するものです。

期間は、支払いの関係で令和6年度、限度額は、1億708万6,000円です。

続きまして、1ページ飛びまして6ページをご覧ください。

第4表、歳出補正の明細になっております。

項「教育総務費」、目10「事務局費」の「学籍等事務経費」につきましては、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、原油価格・物価高騰等に直面する就学奨励世帯等に対し経済的支援を行うため、児童生徒一人月1万円の臨時給付金を支給することに伴い、口座振り込み手数料など75万9,000円を増額するものです。

なお、財源といたしましては、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用する予定です。

次に項「小学校費」、目10「教育振興費」の「小学校就学奨励助成事業経費」、項「中学校費」、目10「教育振興費」の「中学校就学奨励助成事業経費」、項「特別支援学校費」、目10「教育振興費」の「特別支援学校就学奨励助成事業経費」につきましては、先ほどご説明しましたとおり、就学奨励世帯等に対し臨時給付金を支給することに伴い、負担金補助及び交付金を増額するものです。

額はそれぞれ「小学校」で3,181万円、「中学校」で1,771万円、「特別支援学校」で36万円で、財源といたしましては、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用する予定です。

次に項「保健体育費」、目10「給食費」の「給食管理運営事業経費」につきましては、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、原油価格・物価高騰等に直面する子育て世帯等に対し経済的支援を行うため令和4年10月1日から令和4年度3学期給食終了日までの間、給食費の保護者負担を軽減することに伴い、学校給食費の徴収システム改修等にかかる委託料299万9,000円を増額するものです。

<p>重松教育長</p>	<p>なお、財源といたしましては、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用する予定です。</p> <p>歳出補正は以上となります。</p> <p>ページ戻りまして、5ページをご覧ください。</p> <p>第3表、歳入補正予算の明細でございます。</p> <p>款「諸収入」、項「雑入」の「学校給食費負担金収入」は、歳出でご説明いたしました、給食費の保護者負担を軽減することに伴い、保護者からの給食費負担金収入がなくなるため、「小学校」で5億7,990万3,000円、「中学校」で2億7,754万6,000円、「特別支援学校」で43万2,000円、合計8億5,788万1,000円を減額するものです。</p> <p>なお、これら減額分の財源につきましては、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用する予定です。</p> <p>説明は以上となります。ご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>説明は終わりました。</p> <p>これより質疑、討論に入ります。</p> <p>本件にご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>では、なければ採決に入ります。</p> <p>報告第9号については、これを承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>重松教育長</p>	<p>異議なしと認めます。よって承認されました。</p> <p>一般報告①「第59回 西宮市人権・同和教育研究集会の開催について」を議題とします。</p> <p>人権教育担当課長、お願いします。</p>
<p>人権教育担当課長</p>	<p>それでは、一般報告①の「第59回 西宮市人権・同和教育研究集会の開催」について説明させていただきます。</p> <p>資料1ページをご覧ください。</p> <p>研究集会を令和4年11月13日の日曜日、午前9時30分から正午まで市立鳴尾中学校にて開催する予定です。</p>

	<p>西宮市、西宮市教育委員会、西宮市人権・同和教育協議会の三者共催で、就学前教育・学校教育など7分科会10分散会と特別部会・展示コーナーに分かれて、実践に基づいた取組みを交流し、研究討議を行います。</p> <p>令和元年に開催して以来、3年ぶりの開催となります。</p> <p>新型コロナウイルス感染症・感染予防対策に細心の注意を図る必要がありますことから、中ほどの(5)に具体的な対策を記載しております。</p> <p>行事は、午前中で終了し、消毒作業を行います。</p> <p>参加者数を制限し、各分散会場は、定員内といたします。行事開催中にほかの分散会場に移動することは禁止します。</p> <p>事前申し込み制とし、希望者多数の分散会は、抽選で参加者を決定します。</p> <p>一般市民も参加可能とするため、市政ニュースに案内記事を掲載しますが、事前申し込み期間のみ受け付けを行い、他の参加希望者と合わせて対応いたします。</p> <p>コロナの感染が拡大し、開催が難しい場合は、開催日1カ月前に主催者関係者で中止を決定する予定です。</p> <p>なお、この行事につきましては、司会と記録の係につきまして、西宮市人権・同和教育協議会と行政の双方から任に当たることとしています。</p> <p>行政からは、司会9人、記録8人を予定していますが、少なくする余地がないか検討しています。</p> <p>行事内容の詳細は、3ページから4ページをご覧ください。</p> <p>実践発表と研究討議の内容を記録集としてまとめ、2月ごろに参加者と学校等に配付する予定です。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
重松教育長	<p>説明は終わりました。</p> <p>本件にご意見、ご質問はありませんか。</p>
側垣教育委員	<p>この発表の資料は、当日配付になるのですか。事前に中身が分かるのか、という意味です。</p>
重松教育長	<p>人権教育担当課長、お願いします。</p>
人権教育担当課長	<p>内容が分かりませんと、申し込みができません。市政ニュースには、記事は小さくしか載せられませんので、今回は3年前と違いまして、あらかじめ案内を皆様</p>

	<p>にお送りするときに、各分散会でどの団体がどのような報告内容を予定しているのか、5行ぐらいで既に各団体に書いていただいております、それを見て参加する分散会、教室を決めてもらう方針です。希望者が多ければ抽選するというものですので、内容につきましては、申込書を送る、配付するときにまずお知らせします。そして、当日につきましては、薄いものではございますが、主催者としても簡単な冊子を作ります。あとは報告団体の任意になるのですが、教室の入り口に補助資料と呼ばれる、説明をするために分かりやすい資料を作っておられる団体もあります。そこは自由になっております。</p> <p>以上でございます。</p>
側垣教育委員	<p>ありがとうございます。</p>
重松教育長	<p>よろしいですか。</p> <p>ほかにはございませんか。</p> <p>では、なければ一般報告①を終了します。</p> <p>次に、一般報告②「西宮市学校給食費条例施行規則の作成を依頼することについて」を議題とします。</p> <p>学校給食課長、お願いします。</p>
学校給食課長	<p>一般報告②「西宮市学校給食費条例施行規則の作成を依頼することについて」ご説明を申し上げます。</p> <p>お配りしております資料2枚目をご覧ください。</p> <p>まず、このたびの規則改正に当たり、手続についてご説明させていただきます。本来の教育委員会が制定する規則の改正であれば、手続として教育委員会会議に付議し、議決していただくことによって成立いたしますが、給食費の徴収は市長権限事務にあたるため、「西宮市学校給食費条例施行規則」は市規則として定められております。そのため、改正案を教育委員会で議決することができず、市長の決裁が必要となりますので、総務局に規則の改正を依頼いたします。しかしながら、学校給食に関する事務を現に担当しているのは教育委員会ですので、改正内容についてご報告させていただきます。</p> <p>それでは、お手元の資料5ページ目に添付しております学校給食費単価表を用いて、改正内容をご説明いたしますのでご覧ください。</p> <p>規則における改正内容につきましては、提案理由にある事業に期間限定で対応す</p>

	<p>るため、付則に今回の事業対象となる場合とそうではない場合を加筆しています。小学校や中学校及び義務教育学校に通う児童生徒のうち、就学奨励金の給付や生活保護制度の適用を受けるほか、児童福祉法の規定による児童養護施設に入所、または里親に養育されている児童生徒に対しましては、表中において、1食当たりの記載された金額を一旦当課より請求します。その後、それぞれの制度により、これまでどおり各保護者等の給食費の負担が軽減されることとなります。</p> <p>3つ目の特別支援学校においては、各世帯の収入に応じて給食費に対する就学奨励金の支弁額が異なり、支弁後も自己負担の残る児童生徒に対しては、当課より請求をしない取り扱いを行います。</p> <p>なお、喫食分の給食費を請求する、しないに関わらず、児童生徒の喫食状況を通知するため、10月・11月の喫食分は12月に、12月・1月の喫食分は2月に、2月・3月分の喫食分は3月に納入額決定通知書を各保護者等に届けてまいります。</p> <p>説明は以上です。</p>
重松教育長	<p>説明は終わりました。</p> <p>本件にご意見、ご質問はありませんか。</p>
藤原教育委員	<p>これは国からの交付金が出るということでしょうか。</p>
重松教育長	<p>学校給食課長。</p>
学校給食課長	<p>補正予算の説明でもありましたように、国の臨時交付金を充当することにより、保護者の負担を軽減するものでございます。</p> <p>以上です。</p>
側垣教育委員	<p>児童福祉法の規定による児童養護施設、並びに里親に養育されているものが対象になっているのですが、母子家庭支援施設の場合は、その個別の家庭の状況に対応するということですか。</p>
重松教育長	<p>学校給食課長、お願いします。</p>
学校給食課長	<p>今回の負担軽減策につきましては、あくまでも各世帯、子供たちの喫食状況に応</p>

重松教育長	<p>じて、給食費の負担のある世帯の軽減ということになっておりますので、家庭の状況により、例で申し上げております就学奨励世帯であるとか、生活保護世帯については、今回の軽減対象とはしないということで、対象外となります。</p> <p>以上です。</p>
学校給食課長	<p>他にはございませんか。</p> <p>では5ページ目の特別支援学校のところで、1、2、3とありますが、小学部と中学部・高等部、それから小学部、中学部、高等部と分かれている1と2の違いは何ですか。</p> <p>学校給食課長。</p>
重松教育長	<p>この違いにつきましては、それぞれの世帯の収入額に区分されておまして、3つに分かれております。</p> <p>一番世帯の収入額が低い場合がこの1番になりますので、県から給食費分、満額充当され、2番は、小学部、中学部は全額充当されるのですが高等部につきましては、半額充当という形になって保護者の負担が残ります。この場合、その制度を使わずに今回の交付金を全て充当するということでの0円として、対応させていただくことにしております。</p> <p>そして3番は、どの世帯の小学部、中学部、高等部につきましても、県から半額充当という形になりますので、ここについても、どうしても各世帯の負担が残るため、この制度は使わずに全額今回の支援を行い、0円ということでの対応にしております。</p> <p>以上です。</p>
学校給食課長	<p>ということは収入によって分かれているということでしょうか。</p>
重松教育長	<p>はい、そうです。</p>
重松教育長	<p>分かりました。</p> <p>ほかにはございませんか。</p> <p>なければ一般報告②を終了します。</p> <p>次に、一般報告③「教育委員会所管 令和3年度決算の概要について」を議題とします。</p>

教育企画課長	<p>教育企画課長、お願いします。</p> <p>令和3年度決算の概要につきまして、お手元の資料に沿ってご説明いたします。 なお、決算額は円単位なのですが、百万円未満を切り捨てて、説明をさせていただきます。</p> <p>それでは、歳出からご説明いたします。</p> <p>ページをめくっていただいて、表紙から3枚目です。</p> <p>1ページと書いています「教育委員会所管 令和3年度 歳出決算総括表」をご覧ください。</p> <p>まず、歳出総額につきまして、上から2行目の「教育委員会所管分計」の行で説明をいたします。</p> <p>左から予算現額215億8,000万円、支出済額198億6,300万円、翌年度繰越額10億1,400万円、不用額7億200万円で、翌年度繰越額を除き、執行率は96.6%となっております。</p> <p>「支出済額」は、前年度と比べ24億3,500万円、率にすると10.9%の減でございます。</p> <p>そのうち、「翌年度繰越額」の10億1,400万円は、学校の長寿命化予防改修事業、外壁改修事業、スチールサッシ改修事業、トイレ改修事業、個別空調化改修事業、給食室空調設備設置事業におきまして、国の交付金を確実にかつ有利に活用するため、前倒しで令和3年度補正予算に計上し、繰り越したことや、各学校が感染症対策を講じながら教育活動を着実に継続するために必要となる経費を支援する感染症対策等支援事業について、国の補助事業を確実にかつ有利に活用するため、令和3年度補正予算に計上し、繰り越したこと。また、「甲武中学校長寿命化改修等設計業務」について、履行遅滞により令和3年度中に完了することができなかつたため、委託料の請負金額相当分を繰り越したことなどによるものでございます。</p> <p>次に、「不用額」の、7億200万円は、主に、食材価格の高騰による食糧費の増額を12月補正予算で計上したものの、見込みを下回ったことによる給食の物資購入に係る経費や、退職者数が見込みより下回ったことによる退職手当でございます。</p> <p>続きまして、性質別の増減について説明いたします。</p> <p>3行目の「消費的経費」以下をご覧ください。</p> <p>まず、人件費や物件費などの「消費的経費」の支出済額は146億5,100万</p>
--------	---

円となっております。前年度と比べると7,700万円の増額となっております。

これは、「人件費」が、産業文化局への事業移管や、退職者数の減による退職手当の減額などにより、4億600万円の減額となったこと、及び物件費等の「その他」が、学校施設の手洗い場の一部を、自動またはレバー式水栓化する工事が、令和2年度に完了したことなどにより減額となったものの、新型コロナウイルス感染症に伴う学校の臨時休業などの影響により令和2年度は減っていた給食費が、増えたことによる食糧費の増額や、GIGAスクール構想に係る学校児童生徒用端末等の借上料、及びサポートデスク増強に伴う学校情報システムサポート業務等委託料の増額などにより、最終的に4億8,400万円の増額となったことによるものでございます。

次に、校舎の増改築などの「投資的経費」の支出済額は、51億8,300万円となっております。前年度と比べると、25億900万円の減額となっております。こちらの主な理由は、春風小学校の校舎増改築工事、西宮支援学校の校舎改築工事の進捗及びGIGAスクール構想に係る校内通信ネットワーク整備が全校完了したことによる減額と、安井小学校の校舎改築工事の進捗による増額との差し引きによるものでございます。

次に、積立金や貸付金などの「その他の経費」の支出済額は、2,900万円となっております。前年度と比べ200万円の減額となっております。

これは主に、学校給食費基金への積立金の減額と西宮市奨学基金および西宮市教育振興基金への積立金の増額との差し引きによるものでございます。

なお、それ以降2ページから9ページにかけては、それぞれ予算事業ごとに、対前年度増減理由、不用額の内容、翌年度繰越額を一覧にしております。

また、11ページと12ページには、投資的事業の執行状況と主な事業等の説明をまとめて記入しております。

これまでの説明は、これらの一覧の中から主なものを説明したものとなっております。

続きまして、予算流用についてご説明いたします。

10ページをご覧ください。

こちらの表は、左側に流用の予算科目と流用額、右側の方に、それぞれの流用理由を記載し、流用先の予算科目順に並べたものでございます。

流用の主なものとしましては、原油価格の高騰に伴い、ガス使用料金が想定を超えて上昇したため、小学校費において、学校管理費の需用費へ流用を行ったもの。また、感染症対策等の学校教育活動支援事業において、より一層の感染症対策を

重松教育長	<p>徹底しながら学習保障を実施するため消毒液やサーキュレーターなどの購入数が増加したことにより、小学校費・中学校費において、学校管理費の需用費・備品購入費へ流用を行ったもの。</p> <p>また、小学校体験活動事業において、新型コロナウイルス感染症の影響により、例年4泊5日で実施しているものを1泊2日と日帰り3日の実施に変更したことにより、看護師派遣の費用が不足したため、小学校費において、教育振興費の委託料へ流用を行ったものなどがございます。</p> <p>続きまして、歳入をご説明いたします。</p> <p>13ページから17ページにかけて、教育委員会が所管する歳入につきまして、対前年度比較をまとめております。</p> <p>こちらの13ページをご覧ください。</p> <p>一番上の行、「教育委員会所管分合計」の令和3年度「収入済額」は31億7,500万円で、前年度に比べると、2億8,400万円、率にすると8.2%の減となっております。</p> <p>これは、令和2年度は新型コロナウイルス感染症に伴う、学校の臨時休業などの影響により給食数が減っていたため、令和3年度は学校給食費負担金収入が令和2年度と比べ増額となったものの、GIGAスクール構想にかかる校内通信ネットワーク整備事業が完了したことや、春風小学校の校舎増改築工事など、各種学校関連工事の実施状況と、感染症対策などに係る学校教育活動支援事業の事業規模にあわせて、国庫支出金が減額となったことなどがあり、最終的に、2億8,400万円の減額となったものでございます。</p> <p>最後、18ページには、教育委員会所管の決算額の推移表を付けております。過去10年分を記載しておりますので、ご参考にご覧ください。</p> <p>なお、これらの資料は議会提出前となっておりますので、備考欄の文言等につきましては、議会提出時には若干修正する場合がありますのでご了承いただくようお願いいたします。</p> <p>決算の概要について、説明は以上となります。よろしく申し上げます。</p> <p>説明は終わりました。</p> <p>本件にご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>なければ一般報告③を終了します。</p> <p>では、これより非公開案件に移ります。</p>
-------	---

重松教育長	<p>恐れ入りますが、傍聴の方はここで退室をお願いいたします。</p> <p>(傍聴者退出)</p> <p>では、再開いたします。</p> <p>一般報告④「児童生徒の状況について」を議題とします。</p> <p>学校保健安全課長、お願いします。</p> <p>(非公開)</p>
重松教育長	<p>ほかにはございませんか。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>なければ一般報告④を終了します。</p> <p>以上で予定されていた議題は全て終わりました。</p> <p>では、これもちまして第6回 教育委員会定例会を閉会します。</p> <p>(終了)</p>